

私たちの物質的に豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられていますが、その反面、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、資源の枯渇や不法投棄等の問題を引き起こしています。また、食品ロスやプラスチックごみ、感染症対策などの新たな課題も生じており、それらの解決のためには、生産、流通、消費、廃棄等の全ての段階において、分別の徹底などによる廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理に取り組む、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、市民、事業者、行政等が、自発的にごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）を行うよう、環境への意識の醸成を行い、ごみの減量を促進します。その上で、排出されてしまった廃棄物の再生利用（リサイクル）と適正処理を行う循環型都市の創造を目指します。

基本目標 2 における施策の柱と施策の方向

施策の柱	施策の方向
2-1 3Rの推進による廃棄物の減量	2-1-1 ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進
	2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進
	2-1-3 3Rの意識啓発
	2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	2-2-1 効率的なごみ回収
	2-2-2 廃棄物の循環利用の推進
	2-2-3 計画的な施設の整備・更新
	2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進
	2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進

## 基本目標2における令和4年度の実績と今後の課題

### ■指標の状況

基本目標2における成果指標の状況

基本目標2	成果指標					
	成果指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する	市民1人1日当たりのごみの総排出量	881g/人・日 (令和元年度)	845g/人・日 (令和3年度)	823g/人・日 (令和4年度)	838g/人・日	827g/人・日 (令和9年度)
	対前年度比	-	A	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A	A+	-	-
	ごみの総排出量に対する最終処分比率	3.15% (令和元年度)	3.26% (令和3年度)	3.49% (令和4年度)	3.1%	3.1% (令和9年度)
	対前年度比	-	D	C	-	-
	対年度目標値比	-	C	C	-	-

基本目標2における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値 基準年度	前年度値 前年度	最新値 最新年度	中間目標値 令和7年度	計画目標値 令和12年度
2-1	市民1人1日当たりの家庭系ごみの総排出量	518g/人・日 (令和元年度)	509g/人・日 (令和3年度)	492g/人・日 (令和4年度)	467g/人・日	456g/人・日 (令和9年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	C	B	-	-
3Rの推進による 廃棄物の減量	事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数	3,624件 (令和元年度)	4,432件 (令和3年度)	4,585件 (令和4年度)	5,200件	6,700件
	対前年度比	-	A+	A	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の 推進	焼却灰及び飛灰の資源化率	72% (令和元年度)	73% (令和3年度)	71% (令和4年度)	80%	80%
	対前年度比	-	C	C	-	-
	対年度目標値比	-	B	C	-	-
	不法投棄情報通報協定件数	-	60件	65件	70件	100件
	対前年度比	-	-	A	-	-
対年度目標値比	-	A+	A+	-	-	

#### 対前年度比の評価

- A+ : 前年度より良化している。( +10%以上)
- B : 前年度と変わらない。( ±1%の範囲内)
- D : 前年度より悪化している。( -10%以下)

- A : 前年度より概ね良化している。( +10%～+1%の範囲内)
- C : 前年度よりやや悪化している。( -1%～-10%の範囲内)
- : 評価なし

#### 対年度目標値比の評価

- A+ : 年度目標値を大きく上回り達成。( +50%以上)
- B : 年度目標値を達成。( ±1%の範囲内)
- D : 年度目標値を大きく下回り未達成。( -50%以下)

- A : 年度目標値を上回り達成。( +50%～+1%の範囲内)
- C : 年度目標値を下回り未達成。( -1%～-50%の範囲内)
- : 評価なし

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A+」としています。

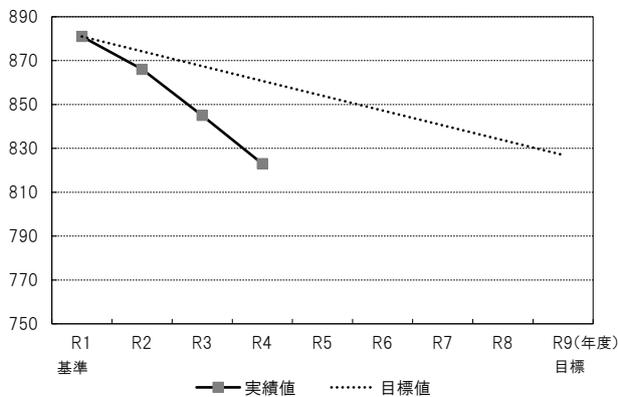
## ■令和4年度の取組実績のまとめ

令和4年度のごみ総排出量は約40万2千tで、その内訳は、家庭からの排出量約29万2千t、事業所からの排出量約10万t、団体資源回収約1万tでした。

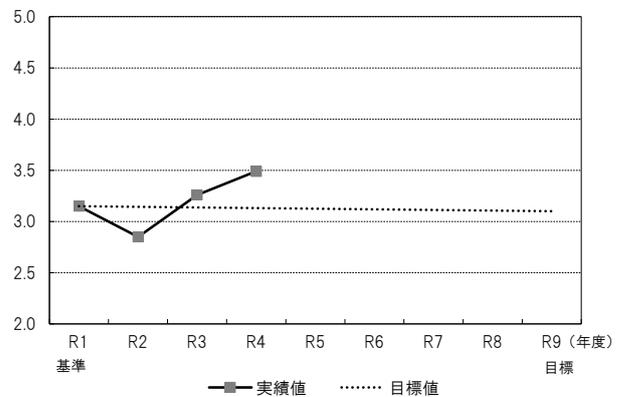
これを市民1人1日当たりの総排出量に換算すると約823g/人・日となり、基準年度と比較して58g/人・日減少、前年度との比較では22g/人・日減少しました。令和4年度におけるごみの総排出に対する最終処分比率は3.49%となり、基準年度と比較して0.34%増加、前年度との比較では0.23%増加しました。

令和4年度は、ごみスクールの実施や環境美化の推進など、環境保全や環境美化に対する意識向上に向けた啓発活動を推進するとともに、平成30年3月に策定した「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」において、令和9年度までに市民1人1日当たりのごみの総排出量を827g/人・日以下にすることを目標とし、達成に向けたごみ減量を推進しています。

(g/人・日) 市民1人1日当たりのごみの総排出量



(%) ごみの総排出量に対する最終処分比率



## ■今後の課題

「市民1人1日当たりのごみの総排出量」は順調に減少していますが、平成28年度の家庭ごみ組成分析調査と令和3年度と同調査を比較して、分別の傾向に変化がありませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、食品のテイクアウトや宅配が普及し、今後も家庭から排出されるもえるごみに食品ロスやプラスチック類の増加が予測されることから、市民への普及啓発を行う必要があります。

「ごみの総排出量に対する最終処分比率」は、基準値を0.34%超過する結果となりました。要因としては、クリーンセンター大崎の基幹的設備改良工事に伴い、市内のごみ処理能力が低下するため、桜環境センターでの灰処理を減らしてもえるごみの処理を優先し、灰の処理は最終処分にしたためです。今後も工事期間中は同様の処理が続くため、最終処分比率について注視していきます。

## 2-1 3Rの推進による廃棄物の減量



### 2-1-1 ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進

重点3



資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要です。

新しい生活様式においても、市民の日常生活や事業活動から発生するごみの発生抑制、再使用への取組、ごみを減らす生活スタイルを実践することにより、ごみの減量を促進します。

#### ① ごみの発生抑制の推進

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
食品ロス削減推進★	家庭から排出される食べ残しの発生抑制や手つかず食品の有効活用に向け、食品ロスの発生要因に応じた施策を実施することにより、食品ロスの削減を図っています。
生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付する事業を行っています。 <a href="#">詳細データp.70</a>
市民に対するごみ・資源分別の徹底	「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じて啓発活動に努めています。 引き続き、その他の手段についても模索しつつ、ごみ・資源物の分別の徹底に関する啓発に努め、ごみの減量化を推進していく必要があります。
生ごみの水切りの推進	生ごみの水切りをすることで、約2割の減量効果が期待できるほか、水分がごみ処理施設に与える影響を減少させることができます。 出前講座などでごみ・資源物の正しい出し方と分別収集・リサイクルについて、具体的に生ごみの水切りを行うことによる減量効果、水分がごみ処理施設に与える影響を説明し、生ごみの水切り実施を促進しました。また、家庭ごみの出し方マニュアルや広報紙等により、水切りの普及・啓発に努めました。
マイボトル・マイバッグ運動の推進	マイボトルやマイバッグの持参により、レジ袋やペットボトル等のプラスチックごみの削減を図る「マイボトル・マイバッグ運動」を実施しています。市内小売店舗等と連携して、レジ袋の辞退を呼び掛ける取組を行いました。
事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進	大規模事業所（事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物の所有者等）に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、また、必要に応じ立入検査による指導啓発を行っています。 <a href="#">詳細データp.70</a>
さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業	宣言団体の取組実績は、市ホームページや「さいちゃんの環境通信」で広く紹介し、模範事例として市民などへの意識啓発にもつながっています。 3Rを推進していくため、更なる宣言団体数の増加に努める必要があります。
使い捨て容器ごみの削減促進	本市のイベントなどにおけるリユース食器の普及・促進により、庁舎などの市有施設での使い捨て容器の発生抑制に努めています。 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に本市が主催するイベントでリユース食器を利用したものはありませんでした。

★主な取組 食品ロスの削減推進

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、SDGsにおいても食品ロスの削減が重要な課題となっています。

令和3年度に実施した調査では、本市の家庭における食品ロスは年間約8,700t（市民1人1日当たり18g）発生していると見込まれています。このうち手を付けられずに捨てられてしまう「手つかず食品」が約77%、食べ残しが約23%となっています。

本市では食品ロスの削減に向けて、以下のような取組を推進しています。

①家庭系食品ロスの削減

「おいしく減らす、食品ロス」をコンセプトに、Saitama Sunday Soup（日曜日は食べつくスープ!）のパンフレットを作成し、食品ロスをなくすための買い方・冷蔵庫整理のコツや、家庭で余った食材を日曜日にスープにして食べきるレシピ等の紹介と、市民の方へ普及・啓発を実施しています。



【パンフレット】

②フードドライブの実施

食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を回収し「特定非営利活動法人フードバンク埼玉」を通じて地域の福祉施設などに寄付する取組を行っています。

③事業系食品ロスの削減

事業系食品ロスの削減を推進するため、事業者と本市で構成する「チームEat All」を令和2年1月に立ち上げました。市内で食品ロス削減の取組を行っている各事業者の取組を市ホームページで紹介し、広く市民に周知するとともに、チームのロゴステッカー等を各事業所に掲示するなど、本市と参加事業者の協働による食品ロス削減を推進しています。



【チームEat Allロゴ】

② 再使用の推進

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
古書リサイクル★	図書館では、除籍した本や市民から寄贈された本を公共施設に提供する頒布会を開催し、市民向けにはリサイクル図書コーナーを設置し提供しています。
フリーマーケットの後援	市内で開催されるフリーマーケットの開催を後援することで、家庭で不用となった品のリユース促進を図ります。 令和4年度は、市内で開催されるフリーマーケットの後援を2件行いました。

★主な取組 古書リサイクル

図書館では、古書のリサイクルとして、除籍した本や市民から寄贈された本を公共施設に提供する頒布会を開催しています。

また、市民向けには「古本バザール」「古本リサイクル」を開催しました。



【リサイクル図書コーナー  
(中央図書館)の様子】

・古書のリサイクル（公共施設向け頒布会）

公共施設向け古書提供冊数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
参加施設	37 施設	20 施設	22 施設	20 施設	34 施設
提供冊数	6,232 冊	4,520 冊	5,040 冊	2,760 冊	2,240 冊
再利用冊数	1,867 冊 (30.0%)	1,155 冊 (25.5%)	1,429 冊 (28.3%)	1,331 冊 (48.2%)	1,659 冊 (74.0%)

・古書のリサイクル（市民向け）

市民向け古書提供冊数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
提供冊数	88,878 冊	75,315 冊	13,136 冊	19,332 冊	71,378 冊
再利用冊数	64,405 冊 (72.4%)	57,001 冊 (75.6%)	12,329 冊 (93.9%)	16,530 冊 (85.5%)	57,139 冊 (80.1%)

※ 令和2年度、令和3年度は「古本バザール」及び「古本リサイクル」が中止となったため、令和2年度、令和3年度の数字は、リサイクル図書コーナーの集計結果です。

今後も、リサイクルの機会を通じて古書をより有効に活用します。



## 2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

重点3



循環型社会の創造においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組むことで、資源を有効に利用していく必要があります。

市民や事業者によるごみの分別の徹底、資源物の回収を促進し、再資源化の仕組みの強化を図ります。

### ① 資源回収と再資源化の推進

事業名	実施概要など
資源物1類・2類の分別啓発	「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じて、資源物の分別の方法に関する啓発活動に努めています。 引き続き、資源物の分別に関する啓発に努め、ごみの減量化を推進していく必要があります。
資源物や食品包装プラスチックの分別徹底	「家庭ごみの出し方マニュアル」では色付きのイラストを多用することで、年齢や国籍を問わず多くの人に分別方法について理解を促しています。また、リサイクルの流れについても紹介することで、分別の必要性や重要性に対する意識を高められるようにしています。 引き続き、複数の手段で資源物の分別の徹底に関する啓発に努め、ごみの減量化を推進していく必要があります。
小型家電リサイクル事業	小型家電のリサイクルを目的とし、市民を対象に家庭ごみの出し方マニュアルなどにて周知を行っています。 <a href="#">詳細データp.70</a>
家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発	「家庭ごみの出し方マニュアル」を年1回作成、市報4月号とともに全戸配布して、分別・排出方法を周知しています。また、出前講座の際には、当マニュアルを活用し、啓発活動を行います。 令和4年度は合計703,000部を作成しました。 全戸配布するものでもあるため、多くの市民に対し、よりわかりやすい内容にする必要があります。
家庭から排出される資源物	資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTAなどの団体が実施している団体資源回収運動を通じて回収され、再生利用事業者などによって資源化されています。 令和4年度に家庭から排出された資源物は、令和3年度よりやや減少し、約61,000tでした。また、家庭から排出された1人1日当たりの資源物は、125g/人・日となっています。
団体資源回収運動補助事業	団体活動の活性化と資源物の有効利用を図るため、資源物を定期的に回収する運動を行った市民団体に補助金を交付しています。 <a href="#">詳細データp.71</a>
大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進	事業者は、事業者の役割として、再利用の容易な製品や再生品の製造・販売等を推進しており、また排出者責任を果たすため、ごみの減量と分別の徹底による資源物の回収を行う必要があります。 包括連携協定企業など19団体に環境保全に関する連携として、リサイクルの推進協力、レジ袋削減とマイバッグ持参運動への協力、食品ロス削減の推進などを通年で依頼しました。
(事業系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進	ごみの減量を目的とし、事業者を対象に一般廃棄物中間処分業許可業者において、剪定枝、大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルを実施しています。 <a href="#">詳細データp.71</a>

（事業系）食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議	ごみの減量を目的とし、事業者を対象に食品廃棄物を登録再生利用事業者の施設を利用し、リサイクルを行っています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.71</span>
事業系ごみのリサイクルの促進	ごみの処理量を減らすことを目的とし、事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.71</span>
公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	市各部署に対し、剪定・草刈作業等の仕様において、できる限り一般廃棄物中間処分業許可業者に搬入し、リサイクルを図るよう、通知しました。 ごみの減量を推進するため、公共施設管理者を対象に剪定枝、刈草の処理は一般廃棄物中間処分業許可業者を利用するよう、引き続き周知を図る必要があります。
（家庭系）剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入	更なる資源化の推進に向け、新たな資源化品目について、国の法制度、資源化技術の動向、経済性の状況などを踏まえ、その対応を検討しています。 家庭系の剪定枝を受け入れる場合、既存の資源化ルートのみで処理可能かなどの受け入れ体制の課題整理を行いました。
中央区役所における紙類の再資源化の促進（「ラ・ミーゴ作戦」への参加）	中央区役所では、さいたま商工会議所与野支所が行っている紙類の再生事業「ラ・ミーゴ作戦」に参加しています。この事業は、オフィスなどから排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現を目指すことを目的としています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.72</span>

## ② 再生品利用の推進

事業名	実施概要など
グリーン購入の推進	1-1-3①【グリーン購入の推進】を参照。

## 2-1-3 3Rの意識啓発

重点3



循環型社会を創造するための第一歩として、市民一人ひとりや各事業者が、資源を無駄にせず有効に利用することを心がけ、日々の行動に移すことが重要です。

出前講座などの環境教育や啓発イベント等により、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する市民の意識向上を図ります。また、事業者に対して、適正処理に関する啓発や指導を行います。

### ① 3Rの意識啓発

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
ごみ分別アプリ配信事業	近年のスマートフォンの普及に合わせ、平成27年8月から「ごみ分別アプリ」を無料で配信しています。アプリを利用することで、ごみの出し方や分別方法等についての情報を簡単に検索することができます。「ごみ分別辞典」と「収集日カレンダー」の機能については、同様のものが市ウェブサイト上でも利用できるようになっています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.72</span>

<p>クリーンさいたま推進員事業</p>	<p>各自治会からの推薦に基づき2年間の任期で委嘱しており、令和5年4月1日現在、クリーンさいたま推進員は1,396人います。</p> <p>クリーンさいたま推進員の委嘱は現在自治会推薦に基づいているため、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進を強化するには、自治会のない地域に住む市民でもクリーンさいたま推進員ができる方を募集するなどの制度を検討する必要があります。</p>
<p>ごみスクールの実施★</p>	<p>将来を担う子どもたちを対象に、一人ひとりが環境に関心を持ち、どのような取組が必要かを考え、できることから行動するためのきっかけづくりを目的にごみスクールを実施し、環境学習を推進します。</p>
<p>親子リサイクル施設見学会</p>	<p>ごみの減量及び分別の啓発を目的とし、小学生とその保護者を対象に環境施設の見学会を実施しています。 <a href="#">詳細データp.72</a></p>
<p>清掃関連施設見学会</p>	<p>ごみ減量・リサイクルの普及・啓発を図るため、市民などを対象に資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。 <a href="#">詳細データp.73</a></p>
<p>出前講座の開催</p>	<p>自治会やサークル、職場の集まりなどに職員が出向き、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、リデュース・リユース・リサイクルの3R推進の協力をお願いするなど、ごみ減量の啓発に努めています。 <a href="#">詳細データp.73</a></p>
<p>リサイクル基金活用事業（「環境通信」の作成と全戸配布）</p>	<p>分別収集した資源物の売却収入の一部を積み立てた「リサイクル基金」を活用し、3Rを中心とした記事を掲載する環境広報誌「さいちゃんの環境通信」を発行することにより、循環型社会の構築に向けた市民意識の向上を目指す事業を実施しています。</p> <p>令和4年度は、合計7,000部（年1回発行）を作成し、公共施設に配布しました。</p> <p>掲載内容の充実を図り一層読みやすい紙面となるよう努めるとともに、より多くの市民に見てもらえるよう工夫する必要があります。</p>
<p>環境関連イベント等への出展</p>	<p>各種イベントで市民・事業者に対し、対面での啓発活動を行うことで、大量生産・大量廃棄に象徴される「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により市内で開催されるイベントのほとんどが中止となったため、令和4年度の環境関連イベントなどへの出展回数は延べ2回でした。</p>
<p>事業ごみ適正処理啓発・指導事業</p>	<p>事業系ごみの減量や資源物の再生利用の促進を目的に、適正処理の推進として「事業ごみ処理ガイド」の作成及び配布を行います。また、家庭ごみの収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行います。</p> <p><a href="#">詳細データp.74</a></p>

### ★主な取組 ごみスクールの実施

本市の施策である「ごみの減量」と「資源の有効活用」に基づき、各清掃事務所の特色を活かした内容で、幼少期からごみの分別や資源の大切さ、3Rについて親しむ機会を提供するため、ごみスクール（環境学習）を実施しています。

平成23年度から保育園・幼稚園などの未就学児を対象に、また、平成27年度からは、社会科の授業の一環として、小学4年生を対象に実施しています。

令和4年度は、未就学児対象のごみスクールについては、延べ2,185人の参加を受け付け、DVDや紙芝居の貸し出しによる代替実施を含め37回開催しました。小学4年生対象のごみスクールについては、延べ6,883人の参加を受け付け、代替実施を含めて67回開催しました。

小学4年生を対象とするごみスクールは、社会科の授業の一環であることから、統一した内容で啓発する必要があるため、各清掃事務所職員の相互交流を行い内容の充実を図っています。



【ごみスクール開催の様子】

#### ごみスクール開催数、参加人数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（保育園・幼稚園） （参加人数）	98回 (8,184人)	99回 (8,121人)	39回 (4,353人)	42回 (2,085人)	37回 (2,185人)
開催回数（小学校） （参加人数）	50回 (5,151人)	58回 (6,440人)	19回 (5,844人)	67回 (6,859人)	67回 (6,883人)

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催回数についてはDVDや紙芝居等による代替実施を含みます。

小学校での実施においては、社会科副読本とリーフレットに基づいた、興味と関心を持てる内容作りの充実を図るとともに、派遣する職員の学習指導力の更なる向上が必要となります。

## 2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進



循環型社会の創造においては、産業廃棄物についても最終処分ゼロを目指し、3Rに取り組む必要があります。

排出事業者への指導や啓発、本市の公共事業における率先した取組などにより、産業廃棄物の3Rを推進します。

### ① 排出事業者の取組促進

事業名	実施概要など
排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	令和4年度の産業廃棄物排出事業者研修会は市有施設管理者を対象に産業廃棄物適正処理研修会を開催し、60人の参加がありました。また、紙manifestの交付枚数の多かった事業者を対象として電子manifest導入・体験研修会を開催し、18人の参加がありました。

多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発	産業廃棄物の多量排出事業者から産業廃棄物の減量などに関する計画及びその計画の実施状況について報告を受け、報告書などをホームページにて公表するとともに、立入検査を実施し、廃棄物の適正処理及び減量化への取組について指導を行っています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.74</span>
----------------------------	---

## ② 公共事業の取組推進

事業名	実施概要など
下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進	下水処理センターから排出される下水汚泥について、全量をセメント原料として再資源化しています。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細データp.74</span>
市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進	建設副産物のリサイクルを目的とし、公共工事における建設副産物の減量化、再利用促進及び適切な処理を実施しています。 本市では、公共工事の実施に、再生アスファルト合材・再生砕石・再生砂等の再生資源の利用を促進するとともに、工事に伴って発生するアスファルトコンクリート殻・コンクリート殻・建設汚泥・建設発生木材等の産業廃棄物の再生利用の促進（再資源化）や建設発生土の再利用の促進に取り組んでいます。

## ③ 産業廃棄物に関する啓発

事業名	実施概要など
排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	2-1-4①【排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施】を参照。
市民参加による産業廃棄物処理施設見学会の実施	産業廃棄物の処理や3Rについての理解を深めてもらうため小学4年生とその保護者を対象に産業廃棄物処理施設見学会を開催しています。 令和4年度は、10組20人の参加がありました。

## 2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

### 2-2-1 効率的なごみ回収

ごみ処理事業の安定した運営を維持していくためには、市民や事業者による適正な排出の徹底や、効率的な収集・運搬を行っていく必要があります。

ごみ収集車の低公害車化を進め、ごみ収集所における定曜収集を行うとともに、支援が必要な高齢者などに対するごみ収集を支援することで、効率的なごみの収集・運搬を行います。また、ごみの適正な排出、不法投棄やポイ捨て防止に関する指導を実施します。

#### ① 効率的なごみの収集・運搬

事業名	実施概要など
高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施	<p>少子高齢化に伴い、収集所への持ち出しが困難な市民の増加が見込まれることから、高齢化社会に対応した収集体制を整備します。</p> <p>ふれあい収集世帯数は、年々増加傾向(約5%増)にあり、令和4年度は2,561世帯でしたが、遅滞なく対応することが出来ました。</p>

#### ② ごみの適正な排出

★：主な取組で紹介しています。

事業名	実施概要など
衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）	<p>ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対して、必要な経費の一部の助成を行っています。 <a href="#">詳細データp.75</a></p>
市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施★	<p>市民参加による河川や市街地等の清掃活動を実施し、不法投棄物撤去や環境美化を推進します。</p> <p>ごみゼロキャンペーンの参加者が増加するよう、一層の啓発を図ります。</p>
環境美化の推進★	<p>快適な生活環境の確保と、安全・安心できれいなまちづくりを進めるため、市内12駅周辺を環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域に指定し、環境美化指導員による巡回指導を実施しています。</p> <p>路上喫煙禁止区域における分煙環境の整備を進めるとともに、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを定期的実施するなど、啓発を強化することが重要です。</p>
水銀大気排出抑制策の検討	<p>毎年度作成し、各家庭に配布している「家庭ごみの出し方マニュアル」の有害危険ごみに関するページに、水銀が含まれているもの（例：蛍光灯、水銀体温計）の捨て方を記載し、啓発しています。</p> <p>引き続き、水銀含有廃棄物の適切な出し方に関する啓発に努める必要があります。</p>
事業系ごみの適正処理の指導	2-1-3①【事業ごみ適正処理啓発・指導事業】を参照。
土砂の適正処理対策	<p>無秩序な土砂のたい積を防止するため、面積が500m<sup>2</sup>以上の埋立や盛土を行う場合を許可の対象とし、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」を制定しています。 <a href="#">詳細データp.75</a></p>
搬入物検査の実施	<p>事業系ごみの減量及び適正処理を目的とし、清掃センターにて事業者を対象に搬入物検査を実施しています。 <a href="#">詳細データp.75</a></p>

元荒川クリーン活動の実施	令和4年度は、11月27日(日)に元荒川河川敷を清掃しました。さいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会構成団体など、合計106人の方に参加いただき、可燃物・不燃物合わせて670kgのごみを回収しました。課題として予備日を設けていますが、天候により実施の可否が左右されてしまいます。次年度以降も引き続き実施します。
--------------	---

★主な取組 市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施

＜不法投棄物の撤去作業＞

ごみが散乱している場所には、さらなる不法投棄が行われやすい傾向がありますが、市民が清掃を行うことで、地域社会に不法投棄を許さない環境が醸成されます。

そこで、令和4年11月10日(木)にさいたま市・上尾市地区荒川クリーン協議会主催による荒川河川敷不法投棄物一斉撤去作業を実施しました。職員延べ13人が参加し、回収したごみの量は120kgになりました。また、ボランティア団体参加の清掃活動として、例年「綾瀬川流域クリーン大作戦」を行っていますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

＜ごみゼロキャンペーン＞

例年5月に自治会などの市民ボランティアによる一斉清掃「さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動」として、道路、公園等のポイ捨てごみの収集を行っています。

令和4年度は5月28日(土)から6月26日(日)の任意の日に参加団体ごとに分散して清掃活動を実施しました。



【令和4年度さいたま市ごみゼロキャンペーン市民清掃活動】

綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去、ごみゼロキャンペーン市民清掃活動参加者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
綾瀬川流域クリーン大作戦(人)	98	台風19号により中止	中止	中止	中止
荒川クリーン協議会不法投棄物一斉撤去(延べ人数)	中止	中止	7	13	13
ごみゼロキャンペーン市民清掃活動(人)	98,996	97,438	中止	72,187	78,143

ごみゼロキャンペーンの参加者が増加するよう、一層の啓発を図ります。

## ★主な取組 環境美化の推進

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、啓発物や市SNSなどを活用して市民の環境美化に対する意識向上を図るとともに、市民参加による清掃活動の実施を通じて環境美化の推進に努めています。

また、令和3年度には清掃活動を見える化するWEBサイト「さいたまごみゼロ365」を開設し、日常的な市民清掃活動の普及・啓発を推進しています。令和4年度のピリカを活用したごみ拾い参加人数は延べ8,228人となりました。



【清掃活動を見える化するWEBサイト「さいたまごみゼロ365」】

### 市民清掃活動参加者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民清掃活動参加者数（人）	99,094	97,438	中止	97,707	103,818

大宮、浦和、南浦和、北浦和、武蔵浦和、東大宮及び宮原の7駅周辺に加え、令和2年度からは、さいたま新都心、浦和美園、与野、北与野、岩槻の5駅周辺を環境美化重点区域に指定し、路上喫煙対策とあわせてポイ捨て対策を重点的に進めており、効果測定のため「散乱ごみ実態調査」を行っています。

### 環境美化重点区域の散乱ごみ減少率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
散乱ごみ個数（個）※	5,103	4,791	7,753	7,539	6,627
散乱ごみ減少率（％）（対平成23年度比）	62.5	64.8	43.0	44.6	51.3

※ 令和元年度まで7駅の合計、令和2年度から12駅の合計

快適な生活環境を確保するため、一層の環境美化活動を推進していく必要があります。また、環境保全や環境美化に対する意識の向上に向けて、市民、事業者、本市のパートナーシップのもとで活動を進めていくためには、普及・啓発を効果的に進めていくことも重要です。

市では地域の方々と協働して路上喫煙やポイ捨ての防止を目的とした活動に取り組む「路上禁煙推進モデル事業」を実施しています。

令和4年度には地域団体である「文蔵一丁目自治会」と市が路上禁煙推進モデル事業に関する協定を締結しました。

現在、5団体が地域の清掃活動や、喫煙マナーの向上を呼び掛ける啓発活動を行っています。

### ③再使用の推進

事業名	実施概要など
アップサイクル商品の製作	市がイベント用に作成した懸垂幕など、事業終了により不要となったものを市障害者施設の協力により、オリジナルのバッグ、ペンケース、キーホルダーなどに製作し、販売しました。 → 詳細はコラムp.65

## コラム

## アップサイクル商品の制作



「アップサイクル」とは、捨てられてしまうはずだった端材や廃棄材を製品等にし、新しい価値を与えるサステナブルな仕組みのことで、ものづくりの楽しさを伝え広めるとともに、優れた生産技術をもつ企業とデザイナー、アーティスト、地域住民を繋げています。

本市では、市誕生20周年を記念して大宮駅に掲出した大型フラッグを、掲示期間終了後に廃棄をするのではなく、未来の本市に繋がる取組としてアップサイクルプロジェクトを立ち上げました。

大型フラッグの生地は、ポリエステル繊維の織物の両面に塩化ビニール樹脂加工したターポリンという生地で、布や塩化ビニールシート単体の生地よりも強度が強く耐久性に優れています。この丈夫な生地を活用して、オンラインストア「サデコMONOがたり」やデザイナー、市内障害者施設の協力により、ポシェットやペンケースに生まれ変わらせました。また、「J:COM presents 2022 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の懸垂幕等をアップサイクルした商品も製作しました。



【アップサイクル企画イメージ】



【ヌウのうろこポシェット】



【ヌウのペンケース】

## 2-2-2 廃棄物の循環利用の推進

重点 1



本市のごみ処理施設で発生する焼却残渣についても、可能な限り有効利用を進めていくことが必要です。

焼却残渣の資源化と焼却熱の有効利用を促進します。

### ① 廃棄物の循環利用の推進

事業名	実施概要など
熱回収機能を有する焼却施設による適正処理	<p>ごみの焼却施設では、エネルギー源としてごみの有効利用を進め、電力・ガス・重油等の消費抑制を図ります。</p> <p>令和4年度もごみ焼却の余熱を利用した発電、給湯、冷暖房、隣接施設への温水・蒸気熱源供給を継続して実施しました。</p> <p>詳細データp.48 1-2-1③【ごみ焼却熱を利用した発電の推進】、1-2-1③【ごみ焼却余熱の有効利用の推進】</p>
溶融スラグの有効利用	<p>市の焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰等）の一部は、溶融処理（スラグ化）の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品等の土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。</p> <p>令和4年度も引き続き、焼却残渣の一部を溶融処理し、約12,700tのスラグを生成し、資源化することにより、最終処分場を延命化しました。</p>
焼却灰等の有効利用	<p>本市の焼却施設から発生する焼却残渣（焼却灰等）の一部は、セメントや人工砂の原料として使用され、土木資材の一部として資源化することにより最終処分場の延命化を図っています。</p> <p>令和4年度も引き続き、焼却残渣の一部の焼却灰と飛灰（合計約10,400t）をセメントの原料として、焼却灰（約8,100t）を人工砂の原料として資源化することにより、最終処分場を延命化しました。</p>

## 2-2-3 計画的な施設の整備・更新

重点 4



廃棄物の安定処理を確保するためには、老朽化したプラントの更新、施設の適切な統廃合等を進めていく必要があります。

本市の廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

本市のごみ及びリサイクルに関連する施設の詳細は、事業に関する詳細データ p.76 に記載しています。

### ① 計画的な施設の整備・更新

事業名	実施概要など
サーマルエネルギーセンターの整備計画	<p>市内4つの施設でごみ処理を行っている現在の体制を3つの施設に再編することとしており、サーマルエネルギーセンターの整備計画では、東部環境センターの位置にサーマルエネルギーセンターを整備し、老朽化した西部環境センターと東部環境センターを1つに統合する事業を進めています。</p> <p>サーマルエネルギーセンターの施設整備では、設計・建設に加え維持管理・運営も一括性能発注するDBO方式とし効率的な施設整備を実施しています。</p> <p>令和4年度は、サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）建設工事において、新施設の基礎工事を完了しました。</p>

クリーンセンター大崎の更新計画	<p>廃棄物の処理を安定的に行うためにクリーンセンター大崎の焼却施設及び破砕施設について、基幹的設備改良・更新等工事を実施し、二酸化炭素の削減を行い、施設の長寿命化を図るとともに廃棄物の適正処理を推進します。</p> <p>令和4年度は、焼却施設1炉目の基幹的設備改良工事を行いました。</p>
最終処分場の整備計画	<p>市内のごみ処理施設で焼却されたあとの焼却灰（資源化されない部分）などの残渣類は、本市の一般廃棄物最終処分場「うらわフェニックス」及び県外の民間最終処分場で埋立処分しました。新たな最終処分場を整備するには、一定規模以上の用地を確保する必要があり、本市の場合においては、地形を含め非常に困難な状況です。今後も残渣の資源化を進めるとともに、県外の最終処分場を利用し、うらわフェニックスを長期に使用できるよう、計画的な埋立処分を行っていきます。</p>
安定的な廃棄物処理体制の維持	<p>老朽化した施設の長寿命化を図るため、基幹的設備改良を実施しています。</p> <p>令和4年度のクリーンセンター大崎の長寿命化は、焼却施設1炉目の基幹的設備改良工事を行い、衛生センター統廃合の推進は、大宮南部浄化センターの基幹的設備改良工事の発注仕様などを作成しました。</p>

## 2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任において自ら行うか、処理業者へ委託する場合はその処理状況を最終処分まで確認することが求められています。

排出事業者や処理業者への適正処理指導、不法投棄の防止等に関する指導を行い、産業廃棄物の適正処理を促進します。

### ① 排出事業者への適正処理指導等

事業名	実施概要など
建設現場での分別排出の徹底	<p>建設現場から排出された産業廃棄物の適正な処理の徹底を目的とし、廃棄物保管ヤードを対象にパトロールを実施しています。</p> <p>建設現場から排出された廃棄物は一時的に保管ヤードに移され分別されるケースが多いため、保管ヤードを巡回し分別、保管、処分状況を確認し、適正処理を指導しています。</p> <p>令和4年度は延べ820回の立入、場外監視及び調査を行いました。</p>
産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物の排出事業者）	<p>産業廃棄物の処理責任は、その産業廃棄物を排出する事業者にあります。</p> <p>本市では当該事業者による廃棄物の適切な保管、委託処理の確認・指導を目的とし、産業廃棄物の排出事業者を対象に立入検査を実施しています。</p> <p><a href="#">詳細データp.76</a></p>
電子マニフェストの普及促進	<p>産業廃棄物の処理における情報の合理化、処理システムの透明化などを図るため、電子マニフェストの普及拡大を促進しています。</p> <p>紙マニフェストの交付枚数の多かった事業者を対象に電子マニフェストの基礎説明と導入体験研修会を行いました。</p>

## ② 処理業者への適正処理指導等

事業名	実施概要など
使用済自動車のリサイクルに対する指導	<p>使用済自動車の解体業者及び破砕業者を対象に立入検査を実施し、処理状況を確認・指導することで適正処理を促進しています。</p> <p>令和4年度には立入検査を25件実施し、解体作業場、保管場所及び自動車リサイクルシステムの移動報告等の確認・指導を行いました。</p>
産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物処理業者）	<p>産業廃棄物の処理業者への立入検査を実施し、適正処理を促進しています。</p> <p>詳細データp.77</p>

## ③ 不法投棄対策及び不適正処理業者指導

事業名	実施概要など
不法投棄対策事業	<p>不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため監視パトロールの実施と、監視カメラや不法投棄防止警告看板を設置しています。</p> <p>令和4年度は、監視パトロールを220回実施しました。夜間の監視パトロールは、民間警備会社に委託して毎日実施しました。</p> <p>監視カメラの設置台数は、昨年比8台増設し、市内に46台設置しています。また、不法投棄監視体制の強化を図るため、新たに5事業者と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しました。</p>
周辺自治体・関係機関との連携強化	<p>不法投棄や産業廃棄物の不適正処理の防止を目的とし、周辺自治体と連携し不法投棄物の一斉撤去活動や一斉調査、廃棄物処理に係る一斉路上調査を行っています。</p> <p>毎年10月に周辺自治体と合同での一斉路上調査を実施していますが、令和4年度は荒天により中止となりました。</p>

## ④ 有害廃棄物への対応

事業名	実施概要など
有害廃棄物への対応	<p>生活環境の保全や市民の安全・安心のため、感染性廃棄物が排出される医療施設や廃石綿が排出される建築物の解体・改修工事現場などの立入検査を実施しています。</p>
ダイオキシン類対策	<p>環境中のダイオキシン類濃度を監視するとともに、排出源に対する指導を行っています。</p> <p>詳細データp.78</p>
PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務	<p>PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、定められた処分期間までに処分する必要があり、本市では市内のPCB廃棄物保管事業者に対し、処分されるまでの間の適正な保管及び法に基づく届出状況の確認を行うとともに、立入指導を実施しています。</p> <p>詳細データp.78</p>
最終処分場跡地の適正利用の指導	<p>廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削など土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある区域を「指定区域」として市内5箇所を指定しています。</p> <p>また、指定区域内において土地の形質の変更が行われる場合には、土地の形質の変更届出を受理するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることがないように、最終処分場跡地の適正利用について指導を行っています。</p>

## 2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進

近年、各地で起こっている自然災害では、膨大な災害廃棄物が発生しており、今後起こり得る災害などに備えたごみ処理体制の確保は喫緊の課題となっています。

発生後の混乱した状況の中でも、災害により生じた廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理するための対策を推進します。

### ① 円滑な災害廃棄物の処理の推進

事業名	実施概要など
災害廃棄物処理計画の推進	災害時においても迅速かつ円滑・適正な処理体制が確保できるよう「災害廃棄物処理計画」を推進します。 令和元年東日本台風の経験などをもとに、仮置場の運用、仮置場候補地の再検討を引き続き行うとともに、市内の廃棄物処理業者と締結した災害時の協力に関する協定の点検を行い、発災時の廃棄物処理体制の確保を行ったほか、「災害廃棄物処理計画」の改定を行いました。



2-1-1①【生ごみ処理容器等購入費補助事業】

補助額は購入費の2分の1、生ごみ処理機（電気式）の場合は補助の上限額は20,000円、生ごみ処理容器の場合は上限4,000円です。令和4年度は生ごみ処理機（電気式）258基、生ごみ処理容器（コンポスト）87基、合計345基に対し補助を行いました。補助額の合計は4,398,200円です。

生ごみ処理容器等購入補助基数の累計の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみ処理容器等購入補助基数（基）	6,588	6,809	7,160	7,489	7,834

ごみの減量化に資する生ごみ処理容器等をより多くの市民に普及させるため、市報やホームページなどによる制度の周知を広く図り、生ごみ処理容器等の普及拡大を進める必要があります。

2-1-1①【事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進】

令和4年度は、894件の計画書が提出されました。計画書の内容を総合すると、これらの対象事業所から発生する事業系ごみの86.3%が資源物として分別されています。また、市立学校を中心に、50件の訪問指導・啓発を行いました。

減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減量計画書の提出件数（件）	731	805	809	786	894
減量計画書に基づく前年度の資源化率（%）	62.0	64.9	65.6	74.1	86.2

減量等計画書の未提出事業所に対して、催告通知を送付し、提出率を高めます。また、大規模事業所に対する立入検査を積極的に実施する必要があります。

2-1-2①【小型家電リサイクル事業】

令和4年度は小型家電回収ボックスなどで回収した小型家電107.47tを認定事業者へ引渡し、リサイクルを行いました。また、宅配回収事業を行っている認定事業者は66.70tを回収し、リサイクルを行いました。

小型家電回収量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小型家電回収量（t）	92	91	99	104	107

ごみの減量化のため、小型家電リサイクルをより多くの市民に周知させるため、家庭ごみの出し方マニュアルやホームページなどによる周知を広く図り、小型家電リサイクルを推進する必要があります。

## 2-1-2①【団体資源回収運動補助事業】

年2回以上の資源回収を行った団体に対して、1kg当たり5円の補助金を、予算の範囲内にて交付しています。(上限100万円)

団体資源回収運動の令和4年度における実施団体数は411団体となりました。

団体資源回収運動実施団体数、資源の回収量、補助額の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体資源回収運動実施団体数(団体)	467	469	424	422	411
資源の回収量(t)	12,650	11,752	10,001	9,729	9,450
補助額(円)	62,101,300	57,889,300	49,677,200	48,072,300	46,810,100

さらなる団体資源回収運動の活性化を推進する必要があります。

## 2-1-2①【事業系ごみのリサイクル促進に係る事業】

< (事業系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進 >

一般廃棄物中間処分業許可業者3者において、剪定枝等のリサイクルを行っています。令和4年度は剪定枝及び刈草を10,132.32t、大型木製品を78.10t資源化しました。

事業系剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクル量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
剪定枝・刈草(t)	10,656	9,661	10,541	9,642	10,132
大型木製品(t)	107	85	60	72	78

ごみの減量を推進するため、事業者を対象に剪定枝、刈草の一般廃棄物中間処分業許可業者の周知を広く図る必要があります。

< (事業系) 食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議 >

令和4年度は食品廃棄物を登録再生利用事業者へ搬入し、リサイクルした量は2,638.52tとなりました。

食品廃棄物の登録再生利用事業者への運搬量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運搬量(t)	3,559	3,397	2,009	2,616	2,639

ごみの減量を推進するため、事業者を対象に食品廃棄物の登録再生利用事業者について周知を広く図る必要があります。

< 事業系ごみのリサイクルの促進 >

事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、170円/10kgである処理手数料を、東部環境センター及び本市が指定する資源物中間処理施設へ搬入した場合は100円/10kgに減額することで、事業系資源物のリサイクルの促進を図っています。

事業系資源物資源化実績の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業系資源物搬入量(t)	1,266	1,040	701	699	747

紙ごみを中心に搬入量が減少しており、文書などの電子化やテレワーク等に取り組む事業者が増加していることが影響したと考えられますが、今後はこれらの取組が困難な中小規模事業者等の利便性を高めたりリサイクルの仕組みを構築した上で、事業所に対する指導・啓発・立入調査等を通じてさらに当事業の周知を図る必要があります。

## 2-1-2①【中央区役所における紙類の再資源化の促進（「ラ・ミーゴ作戦」への参加）】

令和4年度には、合計で約14tの紙類を再資源化のルートに回しました。

紙類の回収量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞紙 (kg)	2,000	720	3,740	660	920
雑がみ (kg)	10,060	14,000	10,550	15,070	10,620
段ボール (kg)	2,750	3,740	3,070	3,170	2,870
合計 (kg)	14,810	18,460	17,360	18,900	14,410

例年、資源ごみの再資源化に努めています。今後もこの活動を実施し、環境負荷低減に貢献していきます。

## 2-1-3①【ごみ分別アプリ配信事業】

ごみ分別アプリダウンロード数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語版 ダウンロード数	23,323	27,897	33,994	32,719	39,910
外国語版 ダウンロード数	567	665	341	-	-

※ ベトナム語は令和2年12月から配信開始。令和2年12月より日本語版に外国語版を統合。

ホームページ利用者数（日本語版のみ）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
アクセス数	412,196	629,484	888,676	857,443	699,668	
クリック（検索）数	分別辞典	261,595	461,290	740,526	703,088	642,702
	カレンダー	141,969	222,056	277,747	252,648	217,232

市報へ掲載し周知するほか、各種イベントにてPR活動を行っていくなど、積極的に利用促進を図る必要があります。

## 2-1-3①【親子リサイクル施設見学会】

循環型社会を形成するためには、日常生活で多くの一般廃棄物が発生していること、その一般廃棄物のリサイクルが資源循環の重要な役割を担っていることなど、市民生活とリサイクルが密接な関係にあることを認識していただくことが重要です。そこで、一般廃棄物がどのように処理され、リサイクルされているのかを市民にわかりやすく紹介するため、親子リサイクル施設見学会を実施しています。

見学会の実施状況

年度	実施日数	見学施設	参加人数
平成30年度	4日間（4コース）	桜環境センター、(株)レンゴー、(株)エフピコなど全8施設	145人 （うち、小学生73人）
令和元年度	4日間（4コース）	桜環境センター、昭和電工(株)、リサイクルプラザJ Bなど全5施設	115人 （うち、小学生58人）
令和4年度	1日間（1コース）	桜環境センター	40人 （うち、小学生20人）

※令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催実績はありません。

見学会開催後のアンケート調査などを通して、市民のニーズを把握し、より効果的な事業とする必要があります。

### 2-1-3①【清掃関連施設見学会】

令和4年度の清掃関連施設の見学者数の合計は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、施設見学の中止や受入人数の制限を行いながら実施した結果、令和3年度の14,431人より増加し、14,966人でした。

清掃関連施設の見学者数（令和4年度）

施設名	区	内容※	見学者数（人）
西部環境センター	西区	A	112
クリーンセンター大崎	緑区	A	1,426
大宮南部浄化センター	見沼区	C	8,617
クリーンセンター西堀	桜区	C	2
桜環境センター	桜区	A・B	4,809
見学者合計（人）			14,966

※内容 A：破碎・焼却処理、B：再資源化施設、C：し尿・浄化槽汚泥処理施設

＜西部環境センター、東部環境センター／リサイクル施設、クリーンセンター大崎、クリーンセンター西堀、桜環境センター＞

今後も本施設におけるごみ処理やし尿処理の流れについての説明を行う施設見学を実施予定です。

＜大宮南部浄化センター＞

今後も見学される方々に合わせてし尿処理の仕組みや、自然庭園や見沼の生きものについての説明を行う施設見学を実施予定です。なお、当センターの出来事をまとめた「みぬま見聞館だより」は、継続して発行し、学校や図書館等に配布しています。

### 2-1-3①【出前講座の開催〔廃棄物対策課〕】

令和4年度は7回実施し、延べ425人の参加者にごみ・資源物の正しい出し方と分別収集・リサイクルについて説明を行いました。

出前講座の開催回数、参加人数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数（回）	9	9	2	1	7
参加人数（人）	470	423	55	39	425

引き続き、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの啓発に努め、ごみの減量化を推進する必要があります。

### 2-1-3①【事業ごみ適正処理啓発・指導事業】

「事業ごみの処理ガイド」を区役所くらし応援室窓口や清掃センターなどで配布しているほか、さいたま市一般廃棄物収集運搬許可業者へも配布し、広く排出事業者への周知を図っています。

また、平成21年度から、タウンページに掲載されている事業所に適正処理及びリサイクルの推進を啓発するダイレクトメールを送付しています。平成23年度からは新規事業者、平成29年度からはその他の事業者にも対象を拡大し、広く指導啓発をしています。

ダイレクトメール発送件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
送付事業所数（件）	3,442	3,455	3,840	4,200	4,469
送付対象区	全区	全区	全区	全区	北区、大宮区、岩槻区

個人事業主を含む中小規模事業者へも事業ごみの適正処理の周知指導を広げていく必要があります。

### 2-1-4①【多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発】

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量などに関する計画を作成し、その計画の実施状況について次年度に報告する必要があります。

本市では多量排出事業者から提出された産業廃棄物の減量その他取組に関する産業廃棄物処理計画書及び計画に対する実施状況報告書をホームページで公表するとともに、事業者による排出抑制の取組を支援しています。令和4年度の処理計画書作成者数は229事業者となっており、うち立入検査を3件実施し、産業廃棄物の適正処理及び減量化について確認、指導しました。

多量排出事業者数と立入検査実施件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理計画作成事業者数	199	197	199	211	229
実施状況報告事業者数	197	197	199	208	※
立入検査件数（件）	6	20	23	27	3

※ 次年度に報告を受け、集計を行う予定です。

日本の産業廃棄物の総排出量は近年減少傾向にありますが、最終処分場の逼迫、不法投棄など産業廃棄物をめぐる問題は未だなくならないのが現状です。特に環境への影響、最終処分場の確保の問題から廃棄物の再利用、減量化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

産業廃棄物を排出する企業も排出量の削減、排出物の適正な管理など、多様な取組を行っていることから、企業の取組を支援するとともに、ホームページやSNS等広報を通じて広く情報発信し、活動の輪が広がるよう周知していきます。

### 2-1-4②【下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進】

下水処理センターでは、排出する下水汚泥の全量について、セメント原料として再資源化ルートに回しています。

下水処理センターの汚泥再利用（セメント原料化）の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リサイクル率（％）	100	100	100	100	100
排出汚泥量（t）	518	1,030	1,282	1,162	1,221

### 2-2-1②【衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）】

本助成金は、収集所で使用する清掃用具やカラスよけネットのほか、ごみ収集所の維持管理、清潔保持等に関する会合や研究活動等の実施に要する経費、自治会の広報紙、看板等の作成に要する経費等として活用いただいています。

助成金額は、自治会加入世帯数に一世帯当たり180円を乗じた金額で、加入世帯数が100世帯に満たない場合は18,000円を上限として助成しています。

令和4年度は市内全861自治会のうち約94%にあたる813自治会に対し、合計64,108,255円の衛生協力助成金を交付しました。

衛生協力助成金交付の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全自治会数	859	860	860	861	861
交付団体数（返納した団体を含む）	822	812	822	812	813
交付金額（返納前の全交付金額）（円）	65,426,976	65,223,711	65,818,434	65,529,377	64,536,454
返納団体数	5	5	16	18	17
返納金額（円）	65,286	107,215	589,346	990,582	428,199
確定金額（交付金額－返納金額）（円）	65,361,690	65,116,496	65,229,088	64,538,795	64,108,255

今後も現行の助成金額の合理性などを検討する必要があります。

### 2-2-1②【土砂の適正処理事業】

本市では、無秩序な土砂のたい積を防止するため、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、面積が500m<sup>2</sup>以上の埋立や盛土を行う場合は許可の対象としています。令和4年度には、この条例に基づき13件について審査し、許可を行いました。

土砂のたい積の許可件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
たい積許可件数（件）	18	7	9	18	13

条例遵守の指導を徹底するなど、不法な土砂のたい積の未然防止を図る必要があります。

### 2-2-1②【搬入物検査の実施】

令和4年度は許可業者を対象として自走式コンベアごみ投入検査機を活用した搬入物検査を延べ47台に対し実施しました。

搬入物検査実施台数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入物検査実施台数（台）	230	163	77	113	47

ごみ減量に繋げるため、効果的に搬入物検査が実施できるよう、実施回数や時期及び方法を検討する必要があります。

## 2-2-3 【本市のごみ・リサイクルに関連する施設】

本市では、家庭から排出されるごみを収集所で収集し、市内の4施設で焼却するとともに、3施設で破砕しています。また、資源化、最終処分も行っています。

本市のごみ・リサイクルに関連する施設

処理	施設名	能力	竣工	熱回収設備の有無
焼却	西部環境センター	300t/24h	平成5年2月	有
	東部環境センター	300t/24h	昭和59年7月	有
	クリーンセンター大崎	450t/24h	平成8年3月	有
焼却・溶融	桜環境センター	380t/24h	平成27年3月	有
破砕	西部環境センター	75t/5h	平成5年2月	無
	クリーンセンター大崎	50t/5h	平成8年3月	無
	桜環境センター	28t/5h	平成27年3月	無
資源化	東部環境センター	40t/5h	平成5年4月	無
	桜環境センター	63t/5h	平成27年3月	無
最終処分	うらわフェニックス	372,700m <sup>3</sup>	昭和63年3月	無

## 2-2-4① 【産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物の排出事業者）】

本市では、主に多量排出事業者の事業場、建築物解体現場、病院などの医療系廃棄物排出事業場、産業廃棄物処理施設設置事業場などへの立入検査を行っています。

立入検査においては、主に産業廃棄物の保管状況や委託処理状況を確認・指導しています。

特に、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、法や条例に基づき事業者が作成した廃棄物処理計画により産業廃棄物の排出抑制や再生利用に努めるよう指導しています。

排出事業場の種類ごとの立入検査実施件数（件）

項目※		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設リサイクル法解体現場	合同	40	20	22	50
	単独	0	0	0	0
廃石綿等排出事業場		10	2	7	1
事業場外保管場所		18	3	4	19
多量排出事業場		20	23	27	3
PCB 保管事業場等		150	43	237	46
医療施設	衛生検査所	5	3	5	4
	診療所(19床以下)	11	0	21	12
	病院(20床以上)	30	39	39	39
市有施設（指定管理施設を含む）		3	7	6	6
産業廃棄物処理施設設置者		7	7	7	6
合計		294	147	375	186

※建設リサイクル法解体現場

建設リサイクル法に基づく届出のあった建物等解体現場への立入検査を実施しています。立入検査は、労働基準監督署と合同で実施するものと、苦情などにより単独で実施するものがあります。

※廃石綿等排出事業場

大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出のあった事業場のほか、特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告のあった廃石綿の除去工事現場への立入検査を実施しています。

※事業場外保管場所

建設工事に伴う（特別管理）産業廃棄物を、当該工事現場以外の場所で自ら保管（保管場所面積が300m<sup>2</sup>以上）を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければなりません。当該届出事業場へ立入検査を実施しています。

※多量排出事業場

廃棄物処理法及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に規定する多量排出事業者の事業場への立入検査を実施しています。

※PCB保管事業場

PCB特別措置法に基づく保管事業場への立入検査及びPCB含有機器の掘り起こし調査における現地調査です。保管事業場への立入検査においては届出機器の確認と保管状況の検査を実施しています。PCBの掘り起こし調査は、平成27年度から実施しているPCB使用変圧器・コンデンサー、令和元年度から実施している照明器具のPCB使用安定器の保有状況の確認を行っています。

※医療施設

医療法に基づく保健所の立入計画に併せ、特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物の排出事業者である医療施設（病院、有床診療所、衛生検査所）への立入検査を実施しています。

※市有施設（指定管理施設を含む）

公の施設における産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成29年度より指定管理施設への立入検査を実施しています。指定管理者とともに、履行確認を行う所管課の指導も併せて実施しています。

※産業廃棄物処理施設設置者

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を設置し、排出した産業廃棄物の処理を自ら行っている（自己処理）事業者に対し、処理施設の技術上の基準・維持管理の基準等の適合状況の確認を目的として立入検査を実施しています。

産業廃棄物の適正処理を指導するだけでなく、事業者が自ら行う3Rなどの環境保全活動を支援していく必要があります。また、最終処分量を削減するには、再生利用が進んでいない建設系混合廃棄物、建設汚泥等の排出抑制や再生利用を促進することが重要になります。

2-2-4②【産業廃棄物適正処理の促進（産業廃棄物処理業者）】

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者に対しても指導・啓発を行う必要があります。本市では、市内の産業廃棄物の中間処分場や積替え保管施設等への立入検査を定期的に行い、施設の維持管理、産業廃棄物の保管及び産業廃棄物管理票の交付状況等を確認し、適正処理を指導しています。

令和4年度は、産業廃棄物処理業者への立入検査を86件実施しています。

産業廃棄物処理業者への立入検査件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入検査件数（件）	128	130	78	93	86

適正処理を促進するためには、立入検査を継続して実施し、指導及び啓発を強化し、優良な産業廃棄物処理業者を育成する必要があります。

#### 2-2-4④【ダイオキシン類対策】

令和4年度は、一般大気6地点、河川水6地点（4河川）、河川底質5地点（3河川）、土壌1地点、地下水1地点のダイオキシン類の濃度調査を実施し、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

環境基準適合率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大気環境基準適合率（％）	100	100	100	100	100
水質土壌環境基準適合率（％）	100	100	100	100	100

ダイオキシン類を発生する施設に対する行政検査件数推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政検査件数※	6	6	6	4	2
うち基準超過数	1	0	0	2	0

※ 各所管課で実施した行政検査の合計

環境中のダイオキシン類濃度の監視を続けるとともに、環境中への排出量が増加しないよう発生源に対する指導を継続していくことが必要です。

#### 2-2-4④【PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務】

PCBは、その特性から電気機器の絶縁油などに使われていましたが、過去にその毒性が社会問題化し、現在は製造が行われていません。国は平成15年、法に基づき「PCB廃棄物処理基本計画」を策定し、PCB廃棄物に関しては、全国5箇所の処理施設で処分することとし、地域に応じて処分期間を定めました。

本市における低濃度PCB廃棄物の処分期間については令和9年3月31日までとなっています。なお、高濃度PCB廃棄物の変圧器・コンデンサー等については令和4年3月31日に、安定器及び汚染物等については令和5年3月31日に処分期間が終了しています。

本市では令和4年度に262事業所でPCB廃棄物を保管しているとの届出があり、立入検査を46件実施し、PCB廃棄物の適正保管及び早期処理について指導を行いました。

PCB廃棄物保管事業者に対する指導実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
届出件数（件）	385	317	334	332	262
立入検査件数（件）	90	150	43	237	46

PCB廃棄物の処分期間内の適正処分を推進するため、PCB廃棄物を保管している事業者への立入検査・指導を継続的に実施して行く必要があります。

また、市報やホームページ、関連団体への周知依頼などによりPCB使用機器の保有状況を把握し、処分期間内の適正処分を推進していきます。